

船舶事故調査報告書

平成24年5月24日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成23年5月15日 17時10分ごろ～17時15分ごろの間）
発生場所	北海道網走市能取岬 ^{のどろ} 北方沖 能取岬灯台から真方位000° 9.0海里付近 （概位 北緯44° 15.8′ 東経144° 14.6′）
事故調査の経過	平成23年5月20日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三十八 ^{こっしょうん} 興運丸、19トン HK2-22035（漁船登録番号）、個人所有 18.24m（Lr）×4.16m×1.49m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数190、平成4年11月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 54歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成5年6月11日 免許証交付日 平成20年2月7日 （平成25年6月10日まで有効） 甲板員A 男性 50歳
死傷者等	死亡 1人（甲板員A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長、甲板員Aほか4人が乗り組み、網走市北方のオホーツク海において、かに刺網漁を終え、同市鱒浦漁港 ^{ますいづる} に向けて約10ノットの対地速力で南進中、甲板員Aは、他の甲板員2人と共に船員室で食事した後、自宅に持ち帰る魚を前部甲板で調理するため、平成23年5月15日17時10分ごろ1人で甲板に出たのを最後に船内で見掛けなかった。 本船は、反転して付近の搜索を開始するとともに、所属漁業協同組合に通報した。 海上保安庁の航空機、巡視船及び僚船による搜索が行われたが、甲板員Aは発見されず、行方不明となり、後日、死亡届により除籍された。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好、気温 約4℃ 海象：うねりの高さ 約1m、うねりの方向 西、水温 約2℃
その他の事項	甲板員Aは、胴付きカッパ、ゴム長靴、ジャージのズボン、Tシャツ又はポロシャツを着用していたが、救命胴衣は着用していなかった。 甲板員Aは、持病はなく、健康状態は普通であり、本事故当時、飲酒

	<p>はしていなかった。</p> <p>甲板員 A は、漁船乗船の経験は豊富であった。</p> <p>本事故当時の海況は、凧の状態であり、船体の横揺れが少しある程度であった。</p> <p>本船は便所を操舵室内の後部に設置していたが、平素、乗組員は凧のときブルワーク上部の船内側に取り付けた幅約 30 cm の通路に立ち、胴付きカップの肩ひもをはずして同カップを膝まで下ろし、ブルワークのスタンを片手で保持して小用を足していた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>甲板員 A は、行方不明となり、後日、死亡届により除籍された。</p> <p>本船は、能取岬北方沖を南進中、甲板員 A が、5 月 15 日 17 時 10 分ごろ他の乗組員に目撃された後、同時 15 分ごろに行方不明となることが判明したことから、この間において、甲板員 A が落水したものと考えられるが、目撃者がいないことから落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>甲板員 A は、救命胴衣を着用せず、落水したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が能取岬北方沖を南進中、甲板員 A が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>	